

県事業受託先事業者のみなさまへ 公益通報制度のご案内

「公益通報」とは何ですか？

県や企業などの事業者による一定の違法行為を、労働者(パートタイム労働者、派遣労働者や取引先の労働者などのほか、公務員も含まれます)・退職後1年以内の退職者・役員が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報することをいいます。

県事業に係る「公益通報者」は誰ですか？

山梨県職員(通報の日前1年以内に県の各機関の職員であった者も含まれます)のほか、**県と他の事業者が契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業等に従事する者**(通報の日前1年以内に当該事業者等に従事する者であった者も含まれます)です。

「公益通報者」はどのように保護されますか？

事業者が、公益通報をしたことを理由として労働者などを解雇した場合、その解雇は無効とされます。また、解雇以外の不利益な取扱い(降格、減給、退職金の不支給等)も禁止されます。また、事業者は、公益通報によって損害を受けたとして、公益通報者に対して損害賠償を請求することはできません。

県の各機関の職員が実施する事務又は事業に係る行為について、他人に損害を与える目的その他不正の目的の通報ではなく、法令に違反する事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合には、下記の通報相談窓口までご連絡ください。

県事業に係る県受託事業者からの通報相談窓口

山梨県人事課 ☎055-223-1372

山梨県弁護士会 ☎055-235-7202

